



「ひろしまの森づくり事業」で何をしているの？

森林の持つ公益的機能の維持・増進を目的として、放置され荒廃した人工林の再生、里山林の整備、森林・林業体験活動の支援、間伐材の利用対策、森林・林業に対するPR活動など、森林を守り育てる取り組みを行っています。



どんな森林が対象になるの？

●人工林
スギ、ヒノキなどの人工林約14万haのうち、15年以上放置され、緊急に手入れが必要な16～60年生の人工林約6万haが対象になります。

●里山林
手入れが不十分な農山村地域や都市近郊の里山林32万ha、ツツ・広葉樹等の人工林3万haを合わせた35万haが対象になります。

木材価格の低迷、不在村森林所有者の増加等

手入れ不足の森林の増加

ひろしまの森づくり事業



森林の有する公益的機能を持続的に発揮

※不在村森林所有者... 所有する森林とは別の市町に居住する個人または主たる事務所のある法人

人工林対策

15年以上手入れがされないまま放置され、緊急に整備が必要なスギ、ヒノキの人工林の間伐などについて、市町を通じて森林所有者などへ補助します。(補助金事業)

事業名	事業内容	実施主体
環境負荷低減整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 間伐による人工林の健全化(伐採率30%以上) ○ 強度間伐による針葉樹と広葉樹の混交林化(伐採率40%以上) ○ 風雪被害を受けた森林の木の伐倒整理等費用を助成します。 ■ 協定締結(森林所有者と市町)を条件に ■ 間伐については、森林所有者の負担は、1ha当たり1万円です。 	森林所有者・市町等



間伐が遅れた人工林

手入れ不足の人工林は、日光が差し込まないため、地表の植物も枯れて、土砂や雨水がすくりに流出します。

地表に日光を入り込みやすくなるため、適度な間隔で木を伐採(間伐)し、樹木の健全な成長や保水力維持など森林が持つ公益的機能を高めます。



間伐による人工林の健全化



強度間伐による針葉樹と広葉樹の混交林化



被害木の伐倒整理

間伐を行って、光が差し込む
元気な森へ再生します！

里山林対策等

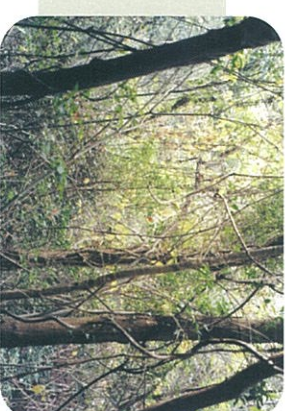
ツツや広葉樹などの里山林の整備、間伐材の利用、森林・林業体験活動の支援など、地域のニーズや実情に応じて事業が実施できるよう、市町に交付金を一括して交付し事業を行います。(交付金事業)

地域のニーズを踏まえた創意工夫により
元気な森に復活させます！

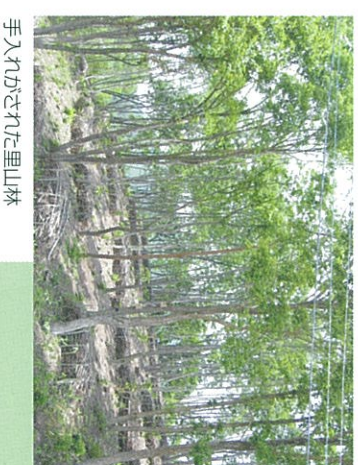
事業名	事業内容	実施主体
① 里山林整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手入れされず放置された森林の整備(除間伐、下刈り、植栽等) ○ 小さい虫被害跡地の森林の整備(枯損木処理、植栽、下刈り等) ○ 拡大する竹林発生源対策や森林の復旧(竹林の伐採、集積等) ○ 鳥獣害防止、自然とふれあいの場等を目的とした森林の整備等 	市町・住民団体・NPO等
② 里山保全活用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 里山林の保全活用に関する住民団体等自らの企画による取組みへの支援(機械、器具の整備、下刈り、歩道の整備等) 	市町・住民団体・NPO等
③ 森林・林業体験活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動への支援(森林・林業体験活動に要する経費、活動に必要な器具の整備等) 	市町・住民団体・NPO・学校等
④ 間伐材利用対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設や学校施設への県産間伐材の利用等(県産間伐材製品を購入する経費等) 	市町等
⑤ 環境緑化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市部等における県民生活に身近な生活環境の緑化推進(公共施設、公的空間緑化に要する経費) 	市町等
⑥ 特認事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①～⑤以外の事業を実施するなど、特に必要と認められる事業 	市町等

注) 里山林対策は、地域ニーズを踏まえた事業を実施するため、市町により内容が異なります。詳しくは森林のある市町へお問い合わせください。

手入れがされていない里山林



人の手が入らなくなった里山林は、やぶのような状態になり、木の成長が阻害され、森林の持つ公益的機能が低下しています。



手入れがされた里山林

住民団体、森林ボランティア団体など多様な人々により、密生したシタ類や竹、枯れた木を伐採するなどの手入れを行い、元気な森に復活させます。



森林ボランティアによる里山林整備



森林・林業体験活動



学習机に間伐材を使用



広域交流による森林整備【特認事業】

県内の各市町で、地域住民の代表者などで構成される協議会での議論を踏まえ、手入れ不足の人工林の整備や里山林の整備など、地域の創意工夫による事業が行われています。